

平成 30 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ イ コ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 名 屋 佑 一 郎
(コード番号：6787 東証JASDAQ)
問 い 合 わ せ 先 総 務 本 部 堀 川 裕 之
T E L 0 4 6 7 - 7 6 - 6 0 0 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 28 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 43 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 新規事業開始に伴い、第 2 条（目的）に目的事項を追加いたします。

ソフトウェア開発関連事業（映像機器部）	第（6）号
サプリメント関連事業（新規事業推進室）	第（7）号
農産物関連事業（新規事業推進室）	第（8）号

(2) 優先株式の消却に伴い、関連条項の削除を行います。

第 6 条、第 7 条、第二章の二、第 15 条の 2

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 26 日
定款変更の効力の発生日	平成 30 年 6 月 26 日

以上

別紙

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (省 略) (1) ~ (4) (省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (5) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電力の販売等に関する事業 (6) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 7,000万株 A種優先株式 50株</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1) ~ (4) (現行どおり) (5) 電子機器及び周辺機器の組立、加工、製造並びに販売 (6) ソフトウェアの開発、作成並びに販売 (7) 健康食品、健康補助食品、特定保健用食品及び栄養機能食品の製造並びに販売 (8) 農産物の生産、加工並びに販売 (9) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電力の販売等に関する事業 (10) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、7,000万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>第二章の二 A種優先株式</p>	<p>削 除</p>
<p>(優先配当金) 第9条の2 1. 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定めるA種優先累積未払配当金の配当を除き、A種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を含む。）がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。 2. A種優先配当金の額は、1株につき、1億円（但し、A種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日以降を基準日とする配当に関しては、1億円にA種優先株式の発行日の属する事業年度の翌々事業年度の初日（当日を含む。）から最後に到来した配当にかかる基準日の属する事業年度の末日（当日を含む。）までの期間に対して年率101%（事業年度ごとの複利計算）の利率で計算される金額）に年率7%を乗じた金額（1円に満たない金額は切り上げる。）とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。但し、平成28年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、0円とする。 3. ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定めるA種優先累積未払配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率7%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最</p>	<p>削 除</p>

後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。累積した不足額（以下「A種優先累積未払配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
5. 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。但し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（A種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われている場合、かかる配当の累積額を控除した額とする。

（残余財産の分配）

第9条の3

1. 当社は、残余財産を分配する場合、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、本条第2項の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。
2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（基準価額算式）

1株当たりの残余財産分配価額＝当初払込金額＋A種優先累積未払配当金＋前事業年度未払A種優先配当金＋当事業年度未払優先配当金額＋当初払込金額にA種優先株式の発行日（当日を含む。）から残余財産分配日（当日を含む。）までの期間に対して年率1%（発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）

上記算式における「A種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）にかかるA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるA種優先配当金の不足額（但し、A種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に支払われた配当（A種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかるA種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該

削除

配当の金額を控除した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

3. A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、本条に定めるほか残余財産の分配は行わない。

(議決権)

- 第9条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会（種類株主総会を含む。）において議決権を有しない。

削除

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

- 第9条の5 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

削除

(金銭を対価とする取得請求権)

第9条の6

1. A種優先株主は、当社に対し、取得を希望する日（本条において「取得日」という。）を定めてA種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、この請求がなされた場合には、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、A種優先株式の全部または一部の取得を行うものとする。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)A種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び(v)当初払込金額にA種優先株式の発行日（当日を含む。）から取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率1%（発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）の合計額とする。なお、A種優先累積未払配当金、前事業年度未払A種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第9条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。

削除

(金銭を対価とする取得条項)

第9条の7

1. 当社は、平成30年3月31日以降であって、当社の取締役会が別に定める日（本条において「取得日」という。）が到来した場合、取得日の到来をもって、A種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる。なお、一部取得する場合、比例按分またはその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。
2. A種優先株式1株当たりの取得価額は、(i)当初払込金額、(ii)A種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び(v)当初払込金額にA種優先株式の発行日（当日を含む。）から取得日（当日を含む。）までの期間に対して年率1%（発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。）の利率で計算される金額（円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）の合計額とする。なお、A種優先累積未払配当金、前事業年度未払A種優先配当金、当事業年度未払優先配当金額については、第9条

削除

の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて計算する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

削 除

第9条の8 A種優先株主は、当社に対し、本条第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本条第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間
平成32年3月31日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

① 当社は、A種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する(本条において、当該取得を行う日を「取得日」という。)。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項の定める金銭による調整は行わない。

(算式)

取得と引換えに交付すべき普通株式数＝
A種優先株式1株当たりの取得価額÷
転換価額

「A種優先株式1株当たりの取得価額」とは、(i)当初払込金額、(ii)A種優先累積未払配当金、(iii)前事業年度未払A種優先配当金、(iv)当事業年度未払優先配当金額、及び(v)当初払込金額にA種優先株式の発行日(当日を含む。)から取得日(当日を含む。)までの期間に対して年率1%(発行日の属する事業年度を除き、事業年度ごとの複利計算とし、各事業年度のうち1年に満たない期間がある場合は、当該事業年度については1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)の合計額とする。なお、第9条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「取得日」と読み替えて、上記の取得価額を計算する。

② 転換価額

イ) 当初転換価額

当初転換価額は、250円とする。

ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成28年9月30日及びそれ以降の6か月毎の応当日(当該日が株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(以下「証券取引所」という。)の取引日でない場合には翌取引日とする。以下「転換価額修正日」という。)において、各転換価額修正日における時価の90%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初の転換価額の150%(上限転換価額)を上回る場合、修正後転換価額は上限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額及び上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

る。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ) 転換価額の調整

- (a) 当社は、A種優先株式の発行後、以下の(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。但し、A種優先株式の過半数に相当する株式を保有するA種優先株主が同意した場合には転換価額を調整しないものとする。

(算式)

調整後転換価額＝調整前転換価額×
(既発行普通株式数＋((交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷1株当たり時価))÷(既発行普通株式数＋交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に以下の(b)(i)から(v)までの各取引にかかる基準日が定められている場合はその日、また基準日が定められていない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に以下の(b)または(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(b)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(b)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(b)(v)の場合は(b)(vi)で定める対価の額とする。

- (b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 普通株式の株式分割をする場合
調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の無償割当てをする場合
調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 以下の(c)(ii)に定める時価を下

回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合は当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。但し、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、当会社普通株式の併合により株式を取得される株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式

もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または以下の(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込み

その他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換また

は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載または記録された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。

(g) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 取得の効力発生

取得請求書が本条第(3)号に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当会社はA種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当会社はその取得と引

換えに交付すべき普通株式の株主となる。

(普通株式を対価とする取得条項)

第9条の9 当社は、平成38年3月31日までに当社が取得しなかったA種優先株式を、平成38年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合、A種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力の生じる日とみなして、前条第(2)号①により算出される株式数と同株数とする。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

削除

(譲渡制限)

第9条の10 譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

削除

(種類株主総会)

第15条の2

1. 第10条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。
2. 第11条、第12条、第13条第1項、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
3. 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。

削除